

静岡県教育委員会

会議録

平成 24 年度 第 12 回定例
9 月 20 日（木）

静岡県教育委員会委員長 金子容子は、

平成 24 年 9 月 20 日に教育委員会第 12 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|----------|---------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 24 年 9 月 20 日（木） | 開会 | 13 時 |
| | | | 閉会 | 14 時 35 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 金 子 容 子 | |
| | | 委員長職務代理者 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委 員 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員（教育長） | 安 倍 徹 | |
| | 事務局（説明員） | 寺 田 好 弥 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 田 中 潤 | 事務局参事兼学校教育課長 | |
| | | 鈴木 啓 之 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 吉 澤 勝 治 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 石 川 理 恵子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 原 田 揚 一 | 財務課長 | |
| | | 西 川 誠 | 福利課長 | |
| | | 輿 水 まゆみ | 小中学校教育室長 | |
| | | 岩 城 明 | 高校教育室長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育室長 | |
| | | 塩 崎 克 幸 | 高校再編整備室長 | |
| | | 活 洲 みな子 | 社会教育課長 | |
| | | 柳 田 恭 一 | 文化財保護課長 | |
| | | 松 田 好 道 | スポーツ振興課長 | |
| | | 中 村 孝 | 静東教育事務所長 | |
| | | 橋 本 勝 | 静西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 学校人事課人事監 | |

4 その他

(1) 第 26 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～8 及び 10 月の主要行事予定は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、高橋委員、加藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱について諮る。
第 26 号議案及び報告事項 7 は人事案件、報告事項 8 は調整中の案件
であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
委 員 長： それでは、第 26 号議案及び報告事項 7・8 を非公開とする。

報告事項 1 県総合計画評価の進捗状況

委 員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 県総合計画評価の進捗状況」について、
吉澤教育政策課長より説明願う。
教育政策課長： <報告事項についての説明>
委 員 長： 質疑等はあるか。
溝 口 委 員： これまで教育委員会では幼稚園や保育園について議案で取り上げられ
る場面はほとんどなかった。今回は幼児教育の充実が施策の方向とし
て挙げてあり、非常に喜ばしいことである。「地域にある幼稚園・保育
園における教育・保育が充実している」と感じている人の割合は上昇
しており、大変良いことだと思うが、自分の子どもが公立幼稚園に通
っている様子を見ると、幼稚園と保育園では全く異なるし、公立と私
立でも全く異なる。この調査の対象は公立の児童・生徒のみなのか、
私立の児童・生徒も含めているのか。
教育政策課長： 私立の児童・生徒も含めている。
溝 口 委 員： 幼稚園と保育園は全く違うものだと明言できる。その中で、これはい
つか教育委員会の場で提案したいと思っていたのだが、たまたま、こ
のような機会があったので提案させていただく。幼稚園の夏季休業が
あり、その時に私もすごく悩んだのだが、幼稚園は預かり保育といっ
て延長保育が普段はできるのだが、夏休みになってしまうと休みにな
ってしまって預かってもらえなくなる。既に、民間の施設もいっぱい
である中で、夏季保育をやってくれるのだが、市町村で違うのかわし
れないが、それも年間保育の預かり保育に登録しないと入れない。
非常に敷居が高く、普段、働いているお母さんや夏休みにアルバ
イトをしているお母さんは、子どもを預けられない状況がある。また、
預けるにしても年間預かり保育料を払わなくてはならないなど、すご
く便宜的ではない現状にある。それを公立幼稚園から改善というか、
なかなか声が届かないと思うので、ぜひ検討してほしい。それを踏ま
えて、幼児教育の充実とか、育休を取るとかの施策が、より豊かなも
のになっていくと思う。

教育政策課長： ただいまの御意見に対する回答は、ここですぐ結論が出るものではない。幼稚園については、市町との連携の中で、また少しこちら側からもお話し、課題についても提案させていただきたい。

加藤委員： 「困っている人がいるときは手助けする」の回答方法は自己申告か。

教育政策課長： 生徒の意識調査である。

加藤委員： 例えば、東日本大震災があった時に困っている人がいるから募金したというのは、困っている人を助けたことは意識としては悪いことではないが、一方で資料の4頁にあるようにいじめの解消率は落ちているし、不登校の児童数も全体として数字が悪化している。子どもたちの意識には、新聞報道だとかテレビ報道に出てくるような人助けの運動には参加するけれども、目の前の困っている友達を助ける気持ちはあるのか。そこが大事だと思う。きれいごとで募金をしましたとか、励ましの言葉を東日本に送りましたとか、それはそれなのだけれど、それ以上にいま目の前で困っている友だちをどうやって手助けしたのか、助けたのかがわかるような実態を捉えることはできないのか。そうでないときれいごとで済まされてしまって、実際の問題が解決していないのではないかと思える。

高橋委員： 「困っている人がいるときは手助けする」というところだが、気持ちがあるということではなくて、実際に手助けをしたことがありますかと質問をしたことがあるか。例えば、小学校の小さな子どもだったら、鉛筆を忘れた子に貸してあげたことがありますかというような質問を投げかけたことがあるか。あれば、その回答がどうだったのかをお聞きしたい。また、私は学童保育に関わっているが、お母さんたちは、警報が出ても休みにはならないが、子どもたちは、学校が休みになったり、自宅待機で10時から登校になったりする。それぞれの学童保育所の運営に任されているので、私のところの学童保育所は警報が出た場合も開けて子どもたちを預かることにしているが、警報が出ると危ないので開けませんという所もあり、働いているお母さんたちで学童保育所に預けていくお母さんたちは困っている。保育なので教育委員会とは離れてしまうかもしれないが、地域の教育力に繋がる話だと思う。近所のお宅に子どもを預けられない場合にちょっと子どもを預かってもらえる場所があるとよいので、学童保育の問題も幼稚園の問題と合わせて考えてほしい。

委員長： 加藤委員の意見の補足になるが、いじめを無くす教育とか、人権教育とか、あるいは特別支援教育とか、教育行政のテーマはいくつかあるが、施策の大きな方向性を教育委員会を持っている必要がある。市町の代表者会議でも話したが、いじめを無くす教育とか、不登校を無くす教育とか、人権教育とか、これを一体化、統一化した大きな基本の括りとしては、人権教育だと思う。人権教育の中にいじめを無くす教育もあるし、人権教育の詳細もあるし、支援が必要とされる子どもたちに対応する子どもたち同士の協力もある。もう1つの大きな括り

としては、静岡県の有徳の人づくりである。そこに一番頂点があって、その下位レベルで学力教育などがあると思うが、根本として人権教育があり、いじめを無くす教育があるというような三角形の目的観で現場の教員と私たち教育委員会とが共通認識を持つべきであろう。対症療法的ではなく、人材育成の根本的な柱を今一度整理する必要があるのではないかと。

教 育 長： いくつかの御提言や御指摘をいただいた。学童保育の問題は、健康福祉部との連携が必要である。現実的にそのような機会を設ける予定をしているので報告はさせていただきたい。

委 員 長： その他、質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 「あすなる夢講座21『有徳の人』づくり講演会」の開催

委 員 長： 報告事項3頁「報告事項2 「あすなる夢講座21『有徳の人』づくり講演会」の開催」について、三ツ谷総合教育センター所長より説明願う。

総合教育センター所長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 静岡県・浙江省友好提携30周年記念事業「日中青年代表交流」浙江省交流の報告

委 員 長： 報告事項4頁「報告事項3 静岡県・浙江省友好提携30周年記念事業「日中青年代表交流」浙江省交流の報告」について、活洲社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 大変充実した内容であることがわかった。言葉の壁が予想以上に大きかったと報告があったが、日中の青年たちが交流するにあたっての言語は英語か、それとも中国語か。

社会教育課長： 基本的には通訳が付いていた。ただし、通訳が帰った後は筆談等で交流している人たちも多かった。

溝 口 委 員： これが交流だけでなく、もっと情報交換なり、例えば、現在、政治的などところで非常に緊張感のある場面を日中間は迎えていると思うが、そういう意味でもっと言葉というか、もっと自分たちの言葉で、例えば、先方も英語だったり、もしくは日本側は中国語が結構できる人たちを派遣したりだとか、今後はそのような展開もあってもいいのかなと思うが、それについてはどうか。

社会教育課長： 言語は非常に大事でこの交流をきっかけに言語の習得に目覚めた方

もいた。このような形にして昨年、今年と2回目である。昨年の方が中国語を話せる方が多くいたので、ホームステイについての評価も実は昨年度の方が高いところがあった。中国語が話せる方に限定すると参加率が相当厳しいものがある。会社としてこの人を派遣したいという思いもあるので、なかなかそこがぴったり一致する派遣ばかりではないということが現実にはある。

溝口委員： その辺は、数より質というか、もっと静岡県のやはりトップビジネスマンというか、そういう方とか、あと政治的なところでも国会とかそういうものとかのギャップを埋めるためには、ある意味インテリジェンスがそれなりに、やっぱりこれ以上深く関わろうとするとそういったスキルというものも、前は大学生も入っていたのが今回はちゃんとお仕事に就いている方々というようにだんだん整理されているので、今後の日中青年代表交流の質を上げるという意味で数も大事だけれども、質というところもまたブラッシュアップしていくことがすごく交流の意味をこういう緊張感のある時代だからこそ自分たちの言葉で政府だけでなく県レベルで交流ができればよいと思った。

加藤委員： 溝口委員から話があったように、やはり、公式論だけを話していても本当の深まりはないので個人的な意見を言い合う、そして聞くということが大事だと思うので企業の方にもせつかく中国に送るのだから自分たちの社員を半年ぐらい前から中国語講座に通わせるなり、勉強させるなり、努力をさせることが必要ではないか。例えば、もう日米の交流とかは昔からあるが、アメリカに日本人が行く時に英語の勉強をさせないで行くということはある得ない。日本から中国に行く時に中国だったら中国語を学ぶ必要がないというのであればこれは中国から日本人を非難されても仕方がないような日本人のもっている偏見である。他国に行く以上は半年ぐらい前、あるいは1年ぐらい前から企業そのもの、あるいは行く個人が中国語の研修をしてから行くという習慣を付けさせたらよいと思う。

委員長： やはり、海外との交流というのは、最後の最後は人的交流になる。個人と個人がどのようにコミュニケーションを図るかということに尽きると言っても過言ではない。専門の立場から言えばそれに尽きる。だから、以心伝心ということはないので言語と人格陶冶とういうか積極性は表裏一体なので、そこを目的とする必要が非常にある。そこが少なく、日本があるいは日本の若者が、なかなかうまく海外に出ていく志向がない、自信がないということもあるので、専門家から言うとそういうことがある程度目鼻が立つと若者や大人が日頃、日本においてだけでも自信を持つということは非常に大きい。あまり、理解されないと思うが、専門の立場からするとその効果は絶大である。したがって、あまりすぐに通訳とかこだわらずにもっとはじめの一步がほしいと思う。ただ、ビジネスの方たちが意欲的に1週間行ってくれるようになったのは、ひとつの非常に大きな収穫である。これをできるだ

け、このぐらいに終わらずに、そこの言葉とあと人的な個人対個人、フェイス to フェイスの交流というか、交流というとても非常に甘い感じになるが、そうではなくて、本当のキャッチボールを目指していけたら良いなと思う。

齊藤委員： 6頁の組合せというのは、これが今度中国の人たちが来た時も同じ組合せで、この人がこの人の家に泊まるということになるのか。

社会教育課長： はい。最初に日本側が人を決めて、それを職種も含めて中国側にする。なかなか、ぴったり一致というのは無いが、会社の方には会社の方を教員には教員をとというふうに向こうが配慮してペアを作っていたら、ホームステイは同じ組合せでやるというのが基本である。

齊藤委員： 言葉の壁というのは一日だけでは解消できない。二日目、三日目になってくると話せるようになってくるということもあるかもしれないけど一日だけでは難しい。三日ぐらいホームステイすればよいと思う。一応、ホームステイは共通点がある組合せになっているのですね。

社会教育課長： はい。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 報告事項3を了承した。

報告事項4 平成24年度全国高等学校総合体育大会結果

委員 長： 報告事項7頁「報告事項4 平成24年度全国高等学校総合体育大会結果」について、松田スポーツ振興課長より説明願う。

スポーツ振興課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 女子の活躍が目立って、ロンドンオリンピックでも女性の活躍で過去最多のメダルを獲得したように、本県でも女性の活躍でトップアスリートが出てきたという傾向だと思う。非常に喜ばしいことなのだが、女性のスポーツの参加率は、本県はまだまだ男性に比べると低いですし、全国的に言うと低い状況にある。トップアスリートだけではなく、また、勝つスポーツだけではなくて、楽しむスポーツも普及するように何かかけていく女性の活躍を引き合いに出しながら施策をする必要もある。2点目だが、男子はどうしたのだというところで、寂しい印象を持つ。なぜ、男性が活躍できなくなってしまったのかというところで、他県が強化していることも言えると思うが、男子の水泳とかサッカーもそうだが、なかなかお家芸というか、本県の得意だった競技が勝てなくなっている事情もあるかと思うのだが、その辺りについての課題等があれば、また出していただきたい。

スポーツ振興課長： まず1点目の女性のスポーツに関わる割合だが、競技力を除いて、いわゆる生涯スポーツの面においても、やはり、30代、40代の女性がスポーツをする割合というのは、非常に家事等に追われて低いという状況が出ている。それを何らかの形で少しでも率を上げる方策をこれから

考えていく必要があると考えている。2点目の男子頑張れよという話だが、54個の内訳を見ると女子が確かに上にいっているが、割合的には男子が26個、女子が28個ということで、それほど大きな差は出ていない。ただ、ちょうど指導者の世代交代等があつて、なかなか選手だけの問題ではないということも考えているので、指導者の養成も考えていかなければいけないと思っている。

- 委員 長： その他、質疑等はあるか。
全委員 員： （特になし）
委員 長： 報告事項4を了承した。

報告事項5 平成24年度全国中学校総合体育大会結果

委員 長： 報告事項8頁「報告事項5 平成24年度全国中学校総合体育大会結果」について、松田スポーツ振興課長より説明願う。

スポーツ振興課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員 員： 優勝者を見て、ちょっと気になったことは、陸上だけということと、浜松市ということで西部のみというところで、県内の強化というのは高低差があるような印象を受ける。その辺はどうなのか。中学生だからそうなのか、サッカーでは翔洋中が準優勝だったので、その辺はあれなのですけどれも、今回は陸上の健闘が目立ったせいで、西部地区の強化が進んでいるように見えるだけなのか。

スポーツ振興課長： 今回は言葉がちょっと違うかもしれないが、たまたまというところも多分にあるのかなと思っている。昨年度なら中部の選手、それから現在は韮山高校にいる日吉という100メートルの選手は東部の選手です。結構昔に比べて陸上に関してだが指導者は県内に幅広く散らばってきている印象を持っている。この優勝者だけを見て浜松が突出しているとは一概には言えない。

溝口委員 員： 東中西全体がレベルアップすることが県全体のレベルアップに繋がると思う。陸上だけではなく、他のスポーツもそうだが、高低差が無いよう、教育委員会としては平等化の中で、強化、支援をしていくということが大事なので、そういった意味では了解しましたので、また課題があれば浮き彫りにしてほしい。

- 委員 長： その他、質疑等はあるか。
全委員 員： （特になし）
委員 長： 報告事項5を了承した。

報告事項6 故木村百合子教諭の公務災害認定について

委員 長： 追加報告事項1頁「報告事項6 故木村百合子教諭の公務災害認定について」について、西川福利課長より説明願う。

福利課長 長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

- 溝口委員：この事件は、私は委員になってなかったのですが、よくわからないのだが、要望書にも出てくる用語でよくわからない言葉があったのだが、それを教えてほしい。指導困難児とはどういう生徒を対象にするのか。
- 福利課長：これは、発達障害の児童・生徒である。
- 溝口委員：発達障害の子であったら、それはケアしなければいけないとなっていると思うが、ここではむしろ発達障害が疑われる生徒がグレーゾーンとされている生徒とプラス指導困難児と書いてあるので、指導困難児とはちょっとやんちゃな子なのか、その辺りの指導困難児という言葉のくくりがどのような生徒を指すのかと思ったのだが。
- 静西教育事務所長：昨年、私もこのような形で要望を受けたが、指導困難児とは何だという定義はないと思う。ただ、学級担任だけでは学級全体の指導がきめ細かくできないということで、手がかかる児童・生徒を指しているのではないかと予想できる。
- 福利課長：裁判の中から引用させてもらおうと、注意力散漫、多動性、衝動性という言葉を使っている。
- 溝口委員：それは、病気と認定されていない部分ですよ。
- 静西教育事務所長：発達障害だと認められている子もいるし、そうでない子も教室にいますので、そういうことも含めて、その子以外に指導困難というのは障害ではない中での困難性があると思っている。
- 溝口委員：木村百合子先生はうつ状態という診断をされていたけれども教壇に立っていたという状況で、この事件は起こったのか。
- 福利課長：カウンセリングの方に相談はしていた。カウンセラーの言い方ではうつ状態という言い方をしている。なお、裁判において、当時の木村百合子教諭の状態から、2人の医師が「うつ病」であったという意見であり、裁判所も「うつ病」と判断しているものである。
- 溝口委員：ぜひ、事故再発という意味でも、うつ状態を早めに、教職員の間でサインを自分ではわからないかもしれないので、ぜひ、そういうサインを不祥事根絶にも繋がると思うのだけれども、この平成16年の時点では、まだ発達障害という言葉もあまり一般的ではなかったでしょうし、その中で指導困難児という言葉もでてきたのかなと思ったが、ぜひ早めのサインを要望書も出ていることなので、管理者、教職員間の中で孤立しないという対応をしていくことと、もう1つは発達障害に対する取組が本県でもなされているが、発達障害の子どもたちの理解というのも、例えば、親御さんたちのバックアップとか、教員だけが1人で抱えていると、とても手に負えないし、発達障害をどうやって認知というか、啓発、理解を求めるかというのも、これは一筋縄ではいかなくて、教職員だけではなくて、社会も発達障害の取組に対して理解を深めることも1つ大事ではないかと思う。二度と木村百合子先生のような、一人で背負い込んでしまっただけで、悲しい結果にならないように、これ以上、出さないように、真摯に現場一体となって、取り組んでいただきたい。

加藤委員： 学校現場で孤立化してしまうというのは、今回のことだけではなくて、いじめも同じだと思う。いじめも子どもがうつ状態になって自殺する。今回の場合は、先生が子どもの指導に行き詰ってうつ状態に陥って自殺してしまった。そのころの先生の診断、子ども診断、別々のことだというような捉え方ではなくて、学校というコミュニティの中で人が阻害されていって孤立感を深めてうつ状態に陥っていくという状況を全体として救っていくのかということを考えていかなければいけない。それができればいじめの問題も多少なりとも解決ができるのではないか。現在、学校現場で取り組んでいることというのは、学校全体を1つのチームとして対応していこうという機運が生まれている。ただ、この木村さんの場合には24歳というと、ほとんど新任に近いような状態で学校に放り込まれて、担任を任されて、訳の分からない状態で1人で悩んでしまった。そうすると、学校というのはチームで動いているんだよ、だから、こういう問題が起きたこと、問題とは人によって捉え方が違う訳ですよ、非常に軽く捉える方もいるし、すごく重く捉える方もいるので、ただその人、その人の持っているキャパシティというのは、その人自身がわかることなので、先生方が自分では手に負えない時には必ず相談する、相談するための仕組みがどのようになっているのかということや、きちり校長なり、副校長なりが新任の先生に教えていく、こういう時にはこのように対応しなさいということをやっていくということが多少なりともこういう不幸を防ぐことができるのではないか。ひいては、いじめにあっている子どもたちの手助けも実際には担任の先生がする訳だから担任の先生が孤立してしまえば、子どもたちが困っている状態も吸い上げることができないのでそこを吸い上げるという学校全体のチームとしての役割をきちんと若い先生に教え込むというか、研修の中で理解させることが大事だと思います。

委員長： 過日の移動教育委員会で大変タイムリーな所に連れて行っていただいて、この問題がクローズアップされた。そこでは、発達障害が疑われる子どもは、かなりの時間をセンターに通って診断が下される。ですから、疑われるということと診断ということの間には、かなりの時間的経過がある訳ですけれども、そうなった場合に現場で、小中高で、その時、私は幼も入れてくださいと、それから成人のことも必要ですと言ったと思うのですが、そうすることによって発達障害という事実に関して知識もできるし、現場で教員が対応できる。幼稚園でも、ちょっとしたマニュアルがあれば、先生方も対応できる。常勤のドクターの先生は、少しそういうことを検討していると言ってくれましたが、あと教育長からは医療と教育とタイアップして、こういうものを検討していきたいということを言われましたが、やはりこういうのは発達障害、あるいは発達障害が疑われるという子どもに対する対応というのは、かなり喫緊の課題に現場ではなっているので、ぜひ、

県として考えていきたいと思っている。

溝口委員： いま調書というか概要を見ていくにあたり、新規採用で彼女はいきなり学級担任を受けて、半年も経たないうちに自殺されたのですけれども、いまの現場でも、新規採用の場合に学級担任になることはよくあるのか、それとも稀なのか。

静西教育事務所長： ほぼ、担任になる。

溝口委員： 場合によると思うが、例えば、非常勤講師をやっている、ある程度の経験のある人と彼女の場合はおそらく、新卒で講師をちょっとやっているか、やっていないか、わからないぐらいの場合と色々なケースが教員によっても違うと思うのだが、こういう先生の場合に副担任とか、私が 24 歳ぐらいの学生を見ていると、柔道でいう白帯の先生がいきなり試合や大会に出てしまうような感じに見受けられる。それにあたって支援する、例えば 30 何歳で講師歴が長い先生がいきなり担任ということなら、経験があるのでこういった負担はあまりないと思うのだが、彼女みたいなケースの場合は、いきなり新任で、特に経験が少ない先生に対するケアはどのようにされているのか。

学校人事課人事監： 御指摘いただいたようなことについては、本当に心配な部分もある訳ですが、現実的に定数的には、小中学校はかなり厳しいものがあって、中小規模校になると学級数プラス 1 ぐらいしか、一般の教員がない状況もある。初任者については、できるだけ大規模の学校で余裕を持って見られるような学校に配置をしているが、そのような中で初任者指導については、拠点校指導員という方が 1 人で初任者を 4 名持っていたら、各学校を回っていただいて授業を見ていただいたり、指導をしていただいたり、あるいは悩みを聞いて相談にのっていただいたりという形になっている。それから、拠点校指導員がつけられないような所に対しては、特例校方式といって校内で指導をしていただく先生を決めて、指導をしていただいたり、相談にのっていただいたりしている。副担任にするようなことができない状況にあるので苦しい部分もあるが、どこの学校でも学校体制で初任者を育てていこうと校長以下協力してやっている。木村さんについては、本採用前にこの学校で非常勤の支援員を勤めていて、かなりこの学校のことについてはわかっている状態だったと思うが、やはり、立場が変わって学級担任ということになると、責任の重さはあるのかなと感じているところです。

学校人事課長： 教職員定数は、校種によって随分違いがあって、簡単に言うと高等学校については、1 クラスで担任がいて、副担任がいて、学年付が配置できるぐらいの教員数がある。特別支援学校については、だいたい 2 人であるクラスをもっていくというぐらいの教員が配当されているが、義務教育においては、特に小規模校においては、クラス数プラス 2 ぐらいの形で、校長、教頭、教務主任が担任を外れて、後は全て担任であるというような学校がある。当然、初任者がそこに配置されれば、担任をせざるを得ないという状況が小学校では起きてくる。中学校においても、

学年主任と全体で何クラスあっても学年付が1人か2人置けるかどうかという状態であるから、やはり、初任者も担任を持たなければならない状況がある。校種によって随分違うが、初任者研修については、非常勤とか国の加配が認められているので、それを用いながら本人の資質向上と同時にサポートをしながら全体で指導する体制を各学校で作っていくことだと思う。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

委員 員： (特になし)

委員 長： 報告事項6を了承した。

報告事項 平成24年10月の主要行事予定

委員 長： 報告事項9頁「報告事項 平成24年10月の主要行事予定」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

委員 員： (特になし)

委員 長： 平成24年10月の主要行事予定を了承した。

【会議の非公開】

委員 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第26号議案 平成24年度条件附採用教職員の正式採用の決定

<非>報告事項7 平成25年度静岡県公立学校教員採用選考試験結果

<非>報告事項8 重大な生徒指導事案報告

【閉会】

委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成24年度第12回教育委員会定例会を閉会とする。